





# 消費者契約法にみる 無効とされる契約条項

## ——高額なキャンセル料など

契約条項に「当社では事故の責任は一切負いません」などと事業者の損害賠償責任をすべて免除する文言が盛り込まれているケースがあります。消費者契約法では、このような条項は消費者の利益を不当に害するとして、無効と定めています。そこで今回は、消費者契約法によって無効とされる契約条項について取り上げます。

●無効とされた契約の事例●	
損害賠償責任の否定	スポーツジムが「事故には一切の責任を負わず」との契約条項を盾に賠償金支払いを拒否
不当に高額なキャンセル料	結婚式場が、1年後の披露宴の解約請求に対して契約料金の80%の違約金を要求
不当に高額な遅延損害金	衣装のレンタル業者が、返却遅れの客に年14.6%を超える遅延損害金を請求

例えば、スポーツクラブを運営する事業者に対し、トレーニング器具が故障してケガをした利用客が損害賠償を求めたケースで考えてみます。スポーツクラブ側には、「当クラブ内で発生した事故には一切の責任を負いません」という会員規約があります。この規約をもとに損害賠償請求を拒否できるでしょうか。

消費者契約法では、このような利用規約は無効と定めています。たとえ、被害を受けた利用客が契約の締結時にそのような条項の存在を認識していたとしても無効となります。それでは、規約に「損害額の50%まで賠償します」などと金銭的な上限を設けている場合はどうでしょうか。消費者契約法ではこのような一部の免責条項は、合理性が認められ

る限り有効とされています。ただ事業者側に故意あるいは重大な過失があった場合は無効とみなされます。

### ■高額なキャンセル料

このように無効となる不当条項は他にもあります。例えば高額なキャンセル料です。結婚式場利用契約のキャンセル料をめぐり、結婚式場の運営会社が挙式予定日の1年以上前に挙式をキャンセルした申込者について、キャンセル料として「申込金10万円」を没収したケースがあります。

裁判では、1年以上前のキャンセルの場合、キャンセルされた挙式予定日に別の申込者の予約が入ることでも十分期待できる時期であるから、10万円ものキャンセル料は平均的な損害とはいえないと判断していません。

また、新古車販売のキャンセル料の事例では、新古車の注文につき、注文から2日後に消費者がキャンセルしたケースで、車両価格の15%相当の損害賠償金を請求できるとの契約条項は、事業者には実際の損害が生じているとは認められないとして無効とされました。

事業者としては、商品の購入をキャンセルされた場合、別の購入者にその商品を販売すれば通常は損害が

生じないためです。

### ■通常生ずべき損害

通常生ずべき損害とは、例えば、レストランで言えば、メニューが固定されており、予約したお客さんのために仕入れた材料があったとしても、他に流用することも可能です。したがって、流用したものの代金を控除した金額が「通常生ずべき損害」といえ、この場合は、お店に損害を立証する責任があります。

### ■信義誠実の原則

事業者は、キャンセルの時期や損害の内容などから考えられる平均的な損害額しか請求できません。また、民法には相手の信頼を裏切らないよう行動すべきという「信義誠実の原則」があり、消費者契約法もその理念に反して消費者の利益を一方的に害する条項は無効としています。

例えば、幼稚園の入園料を支払ったのち、授業料の値上げを通告され入園を取りやめた際に入園料の返還を拒まれたケースがありました。信義誠実の原則に反するということで簡易裁判所から返還請求が認められたケースがあります。



# 中小企業倒産防止共済制度 取引先の倒産による 連鎖倒産リスクに備え

取引先企業が倒産した場合、経営難や連鎖倒産に陥るリスクがあります。そのようなリスクに備え、回収困難となった債権額を補填するための制度として、「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」があります。そこで今回は、中小企業倒産防止共済制度の概要を紹介します。

## ■中小企業倒産防止共済制度の概要■

### 貸付制度

#### 共済金貸付

●取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍か、売掛金債権などの金額のいずれか少ない金額を貸付。

#### 一時貸付金

●必要な事業資金が生じた場合、解約手当金の最大95%を貸付。

### 掛金

#### 掛金月額

●5,000円から20万円まで。(5,000円単位)

#### 掛金のメリットなど

●総額で800万円まで。  
●法人は損金、個人事業主は経費に算入できる。

#### 解約

●40ヶ月(3年4ヶ月)納付後であれば、いつ解約しても100%返戻。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などの回収が困難になった場合、無担保・無保証人で資金の貸付けを受けることができる制度です。共済への掛金は、法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費に算入できますので、節税対策としても効果的だといわれています。

#### 【加入資格】

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者。

#### 【受けられる貸付の内容】

共済加入後6カ月以上経過して取引先企業が倒産した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付を受けることができます。

### 【共済事由】

- (1) 法的整理手続(破産手続開始、再生手続開始など)
- (2) 取引停止処分
- (3) 私的整理(債務整理の委託を受けた弁護士等によって支払を停止する旨の通知がされること)
- (4) 甚大な災害の発生により手形等が「災害による不渡り」となること——などがあります。

なお、「夜逃げ」などは、本制度の取引先事業者の「倒産」には該当しません。

### 【毎月の掛金】

毎月の掛金は、5000円〜20万円の範囲内(5000円単位)で自由に選べます。加入後に、増額することも可能です。掛金は総額が800万円になるまで積み立てることができます。

また、加入者はいつでも共済契約をやめることが可能です。掛金を12か月以上納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上、40か月以上の納付月数の場合は100%の解約手当金を受け取ることができます。

ただし、共済金の貸付けを受けた場合には、貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

### 【共済金の貸付額(上限)などの算定】

- (例1) 掛金総額100万円の共済契約者について、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などとして1500万円の被害額が発生した場合は、1000万円が貸付額の上限となります。この場合、掛金総額から100万円が控除され、掛金総額の残高は0円になります。
- (例2) 掛金総額800万円の共済契約者について、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などとして5000万円の被害額が発生した場合は、5000万円が貸付額の上限となります。この場合、掛金総額から5000万円が控除され、掛金総額の残高は3000万円になります。

### 【一時貸付金】

取引先事業者が倒産していなくても、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合に、解約手当金の95%を上限として借入れが可能です。

### 【申込み方法】

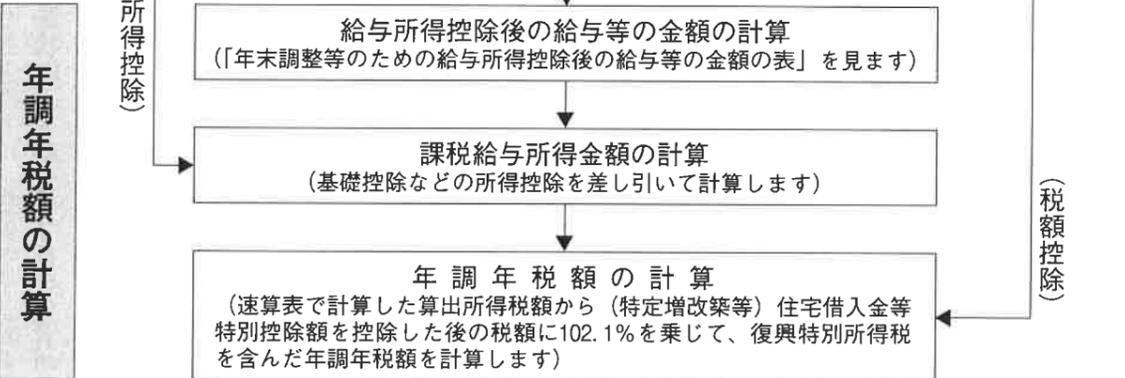
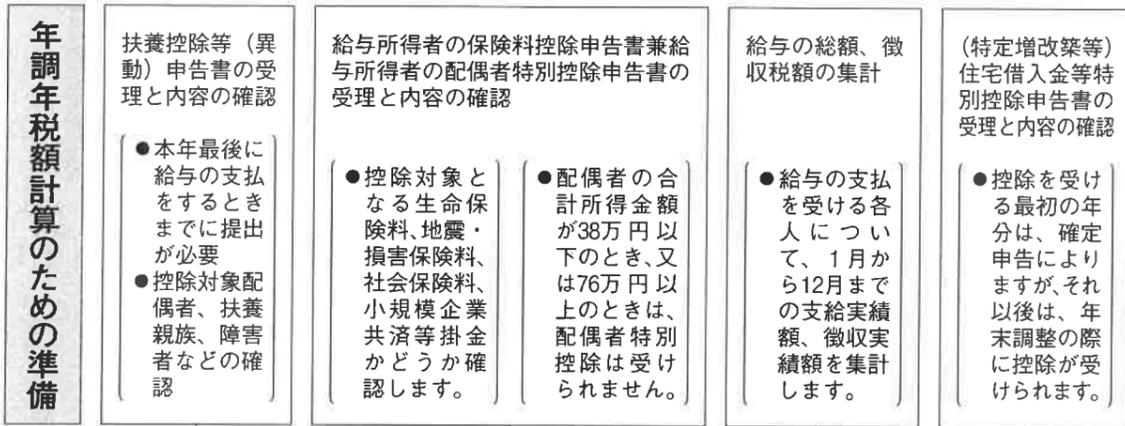
最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたいので、契約申込書に申込金(1カ月分の掛金相当)を添えて申し込んでください。

# 給与所得者と年末調整

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告をする必要がないこととなりますので、年末調整は大切な手続きといえます。

年末調整の仕組みについて、以下の表で全体の流れを把握しておきましょう。

## 〈年末調整の準備と計算の手順〉



※その他、詳しい計算例や各種控除額につきましては、税務署より配布の「平成29年分 年末調整のしかた」をご参照下さい。

年調年税額計算のための準備  
年調年税額の計算  
税額の徴収・納付又は還付

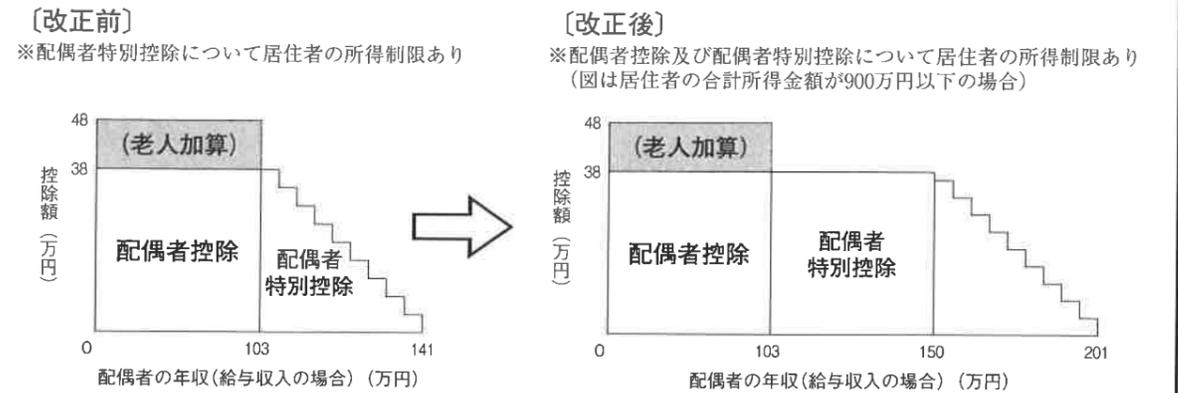
# 平成30年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などが済めば、平成29年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。これからは、平成30年分の給与の源泉徴収事務の開始となりますが、以下のような変更点がありますので注意しましょう。

### 【平成30年から変わる事項】：「配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正」

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注)合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

その他、「配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更」や「給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更」などの見直しも行われましたので留意しましょう。



### ボーナスの査定

ボーナス（賞与）は、従業員に対するモチベーションの向上や会社への貢献に対する褒賞の意味があります。そのため、従業員を評価する項目は、その会社の理念や方針によって異なります。

会社によって賞与の査定項目はさまざまですが、一般的には、出勤状態、成績、勤務態度、その職種での経験年数・能力、上司からの評価、残業や休日労働の時間数などがあげられます。また他にもその会社の業種や職種特有の査定すべき項目はあると思います。

ボーナスは、利益配分的な性格を持つことから会社に対する業績貢献度に応じて支給する企業が多く、業績評価のウエイトが高くなる傾向があります。

近年は待遇面での年功序列が見直されつつありますが、長年にわたり継続して貢献していることを評価する会社の場合、「勤続年数」も査定項目に入れていきます。一方、結果を出すことを重んじる成果主義の会

社の場合、「勤続年数」を査定項目に入れる必要はないでしょう。賞与の査定項目や査定方法を正しく知ることは、勤労意欲の向上につながります。そのため、自社の査定基準を従業員に誤解なく周知することが望ましいといえます。

ボーナスの査定（評価）結果については、上司は部下と面談し、部下に説明するとよいでしょう。部下の責任とはいえない環境変化によって業績が上げられず、マイナス評価になった場合など、部下のモチベーションにも考慮する必要があります。

賞与の支払いは、法律で義務化されていますが、就業規則などには明記する必要があります。賞与の査定基準を周知することは、自社の従業員に「期待することや達成してほしいこと」を伝える方法の一つです。「今、仕事で何を頑張ればいいのか」「何を達成すれば賞与はアップするのか」「この会社はどのような人材を求めているのか」を明示し、従業員の貢献度を高めてください。

厚生労働省は「新規学卒就職者の離職状況（平成26年3月卒業者の状況）」を公表しました。

新卒入社に関して「七五三」という表現が用いられることがありますが、これは新卒者の離職率を表したものであり、入社3年以内に、中学新卒者（中卒）の7割、高校新卒者（高卒）の5割、大学新卒者（大卒）の3割が退職するという意味です。

高卒と大卒の離職率をみると、高卒の新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率（新卒後3年以内の離職率）は40.8%と前年（40.9%）より0.1ポイント減少した一方、大学の就職後3年以内の離職率については32.2%と前年（31.9%）より0.3ポイント増加しました（いずれも平成26年3月卒業者）。高卒は七五三の5割までは達しないものの、大卒より高い割合で離職していることが分かります。

### 3年以内で離職する新卒割合 高卒40.8%、大卒32.2%

この離職率を事業所規模別にみると、高卒、大卒共に事業所規模が小さくなるほど、離職率が高くなっています。そして、従業員数30人

未満の事業所については離職率が5割を超え、5〜29人の事業所では高卒の新卒後3年以内の離職率が56.4%、大学の新卒後3年以内の離職率が50.2%となっています。

産業別の離職率をみると、上位を占めているのは「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」など、サービス系の職種が大部分を占めています。「医療、福祉」などの分野も看護師や介護関連職を中心に人手不足が深刻化している職種が少なくありません。働く人が足りないために労働環境が悪くなり、仕事を辞めてしまう人が増えるという悪循環に陥っているケースもあるようです。

売り手市場のなか、新卒者の採用に力を入れている企業も多いかとは思いますが、上記のような割合で多くの新入社員が3年以内に離職に至っていることを考えると、企業としては、離職の原因を分析し、新卒者が定着するよう職場環境を改善したり、教育制度を充実させたりするなどして離職防止策を行いたいものです。



### 経済産業省「研究開発税制Q&A」を公表

経済産業省は、「2017研究開発税制Q&A」をこのほど公表しました。公表されたパンフレットは48ページの冊子で、沖縄税理士会調査研究部が経済産業省からの委託を受けて作成。平成29年度税制改正において拡充された研究開発税制の内容を反映したものとなっています。

研究開発税制とは、試験研究費に対する税額控除制度で、青色申告法人の各事業年度に試験研究費（原材料費、人件費、委託費、経費など）が発生した場合、その総額のうち一定割合に相当する金額がその事業年度の法人

税額から控除されるといいます。

また、「中小企業技術基盤強化税制」という優遇措置により、中小企業者がより大きな税額控除を受けられる制度となっています。例えば、控除税額を求める際の計算（総額型）と比較してみると、大企業は、その事業年度の試験研究費の額に対して6〜14%の税額控除割合となること、中小企業者は12〜17%の税額控除割合となります。

パンフレットの内容は、研究開発税制の概要、試験研究費の対象となる「人件費」、研究開発費と固定資産、研究開発のための体制づくり、資金調達の方法、研究開発税制の税額控除計算の各項目についてQ&A方式で中小企業の経営をベースに分かりやすく解説をしています。

同パンフレットは経済産業省HP上に掲出されていますのでご参照下さい。

### 2017 研究開発税制 Q&A



### 12月の税務と労務

#### 一 税 務

- ★給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与を支払うとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出  
申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与を支払う日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額（28年6月～11月分）の納付  
納期限…12月11日
- ★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…平成30年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成30年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成30年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…平成30年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成30年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…平成30年1月4日

#### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…平成30年1月4日
- ★賞与支払届の提出  
賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所（健康保険組合）へ提出

### 東芝の教訓

今年、東芝は原発子会社の巨額損失などにより経営危機に陥り、優良事業である半導体の売却を決めました。かつてその高い技術力に裏打ちされた国際競争力で栄華を誇った名門企業がなぜ、実質解体状態に陥ってしまったのでしょうか。▼東芝は品質や信頼性を重視する一方、変化を嫌い、問題を先送りする企業体質が事態を深刻化させました。「何が正しいか」ではなく、「誰の指示」によるものが重視される企業風土も背景

にあります。異論に耳を傾けず、現場を無視した上位下位の指示では社員は思考停止してしまいます。東芝が復活するためには、地道に一つひとつ変革を進めていくしかありません。▼東芝から学ばなければならぬことは、東芝に起きた問題はどの企業でもあり得るということです。「原発事業が悪かった」という結論ではなく、問題の先送り体質を正せなかった組織のあり方まで掘り下げて考える必要があります。